20220926

図書館基礎講座 in 九州
「図書館の基礎」

下川和彦

０．まずはじめに

0-1. 今日の講座の最初に、統計とグラフを見ていただきます。

0-2. 1947（昭22）年から毎日新聞社が行っていた読書世論調査にある「メディア接触時間」という項目の、ここ20年間ほどの結果です。

→何が見えるでしょう。

（資料１）メディア接触時間（毎日新聞『読書世論調査』1999年版-2020年版）

世代全体　　単位：分

区分	書籍	新聞	ラジオ	TV	漫画	VT	NET	計
1999	49	39	53	176				317
2000	51	36	55	177				319
2001	59	42	52	180				333
2002	48	31	50	181				310
2003	52	39	49	179				319
2004	51	36	51	190				328
2005	52	39	56	177				324
2006	48	36	53	179			32	348
2007	53	35	50	181			34	353
2008	56	38	48	179			37	358
2009	52	35	52	186			44	369
2010	49	34	49	186			45	363
2011	54	34	47	179			48	362
2012	42	31	45	170	8	32	52	380
2013	48	30	46	192	8	39	58	421
2014	48	30	51	183	9	37	66	424
2015	48	29	43	181	6	30	64	401
2016	48	29	46	179	8	34	85	429
2017	40	26	41	181	9	34	84	415
2018	41	23	37	177	7	34	90	409
2019	37	22	37	165	8	35	99	403

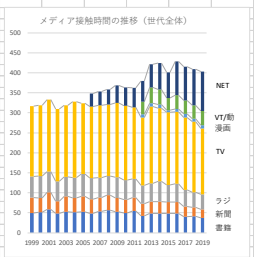

20代　　単位：分

区分	書籍	新聞	ラジオ	TV	漫画	VT	NET	計
1999	65	21	45	172				303
2000	60	18	44	168				290
2001	68	24	37	171				300
2002	60	16	36	172				284
2003	67	22	38	189				316
2004	64	17	40	170				291
2005	60	20	40	180				300
2006	60	16	39	162			77	354
2007	54	14	16	179			69	332
2008	58	16	30	169			78	351
2009	56	14	26	172			96	364
2010	53	10	18	181			104	366
2011	57	16	17	180			101	371
2012	41	9	19	156	22	52	118	417
2013	48	9	27	161	26	57	136	464
2014	40	8	20	151	26	53	135	433
2015	40	6	17	121	14	39	141	378
2016	32	7	14	129	20	47	188	437
2017	30	4	13	147	21	48	182	445
2018	39	4	15	138	22	48	213	479
2019	37	4	17	122	20	95	215	510

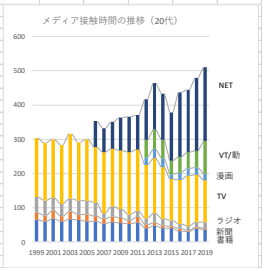

1．今日お伝えしたいこと

1-1. 対象は、「公立」図書館

1-2. お伝えしたいことは、公立図書館が

①無料であること
②地域社会の機関であること
③知る自由を保障する役割を持つこと

2．図書館の歴史

→図書館の歴史を大きくとらえると…

2-1. 文字の発明→記録を収集、整理、保存する場所＝図書館「人間の知あるいは記憶を外部化する装置」

2-2. 紙の発明、15世紀の活版印刷技術→知の媒体（メディア）としての書物の大量生産→知識・情報の流通が進み大きな社会変化

2-3. 図書館は、権力者あるいは一部の人の独占物から、多くの人々にとって知を蓄積、伝承する機関へ

３． public libraryの誕生

3-1.「公共」と「公立」
3-2. public library　の三原則
　①公開＝open
　②無料＝free
　③公的資金＝public fund
3-3. 最初の公立図書館

４． Boston P.L.の法制度

1848 「ボストン市に公立図書館設立権限を付与する法律」成立
1851 「マサチューセッツ州公立図書館法」成立
1852 「ボストン公立図書館理事会報告」
1854　Boston P.L. 開館

→1852年の理事会報告で公立図書館三原則が提示された。

５． なぜ無料なのか

5-1. 近代公教育制度の成立
　1837　マサチューセッツ州無償教育制度成立
　1852　同州義務教育法成立
→「民主主義の理念からいっても教育は公の責任」ホーレス・マン（1796-1859）

5-2. 学校が教育を始め、図書館が完成させる

6．BPL写真①

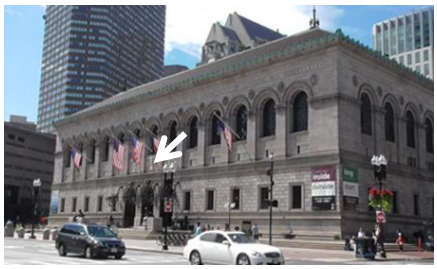

7．ＢＰＬ写真②

8．地域社会の機関として

8-1. 図書館は自治体の任意設置→中央政府ではなく地方自治体による公費負担という方法、地域社会の構成要素としての図書館
→義務ではなく住民意思による設置

8-2. 図書館サービスに関する中央政府の役割
→地域で受けるサービスの格差をなくす

９．free もう一つの意味

They should be free
not only financially but intellectually
“THE CHANCE TO READ” by L.R.McColvin 1956

→1948年「世界人権宣言」
1949年　UNESCO「公共図書館宣言」

１０．図書館の自由(アメリカ)

1939年　Library Bill of Rights(図書館権利宣言）ALA採択
→民主的な生き方を教育する機関

1980年　改訂 「情報と思想の広場」
→「価値自由」知の社会保障機関としての図書館

１１．図書館の自由（日本）

→「図書館の自由に関する宣言」を支えるもの

11-1. 日本国憲法
11-2. 基本的人権の尊重
→図書館サービスは、基本的人権としての「知る自由」を保障する考え方を基本に組み立てられている。

１２．public library の成立（日本）

→1950年の図書館法　以前と以後

	以前	以後
法制度	図書館令（1899年、改正1933年）	図書館法(1950年）
無料原則	閲覧料ヲ徴収スルコトヲ得（令第7条）	いかなる対価をも徴収してはならない（第17条）
地域機関	中央図書館制度（改正令第10条）	条例設置（第10条）
知る自由	法律ノ範囲内ニ於テ（帝国憲法第29条）	基本的人権/ 表現の自由（憲法第21条）

１３．図書館法①

13-1. 奉仕（第3条）→図書館は、図書館奉仕のため…実施に努めなければならない

13-2. 条例設置（第10条）→公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない

13-3. 無料原則(第17条）→公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない

１４．図書館法②

法制度上の公立図書館

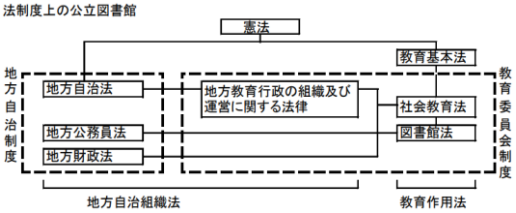

１５．図書館サービスの基本

→　戦後日本の図書館発展を支えたもの
1950 図書館法
1963『中小都市における公共図書館の運営』
1965 日野市立図書館業務開始
1970『市民の図書館』

１６．戦後日本の図書館利用統計

年	図書館数		貸出冊数		資料費予算	
		指数	千冊	館当	万円	館当
1965	773	100	8,757	11	80,825	105
1970	881	114	19,823	23	183,753	209
1975	1,048	136	69,135	66	538,971	514
1980	1,320	171	128,898	98	1,050,825	796
1985	1,633	211	217,144	133	1,629,825	998
1990	1,928	249	263,042	136	2,483,690	1,288
1995	2,297	297	395,585	172	3,285,222	1,430
2000	2,639	341	523,571	198	3,461,925	1,312
2005	2,953	382	616,957	209	3,073,408	1,041
2010	3,188	412	711,715	223	2,841,626	891
2015	3,261	422	690,480	212	2,812,894	863
2020	3,310	428	653,449	197	2,796,856	845
2021	3,316	429	545,343	164	2,714,236	819

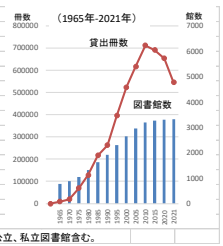

注）数値は『日本の図書館』日本図書館協会各年版。公立、私立図書館含む。

１７．著作権法

17-1. 著作権は、著作者の財産権としての性格を持つ→権利保護（複製権、上映権、公衆送信権、口述権、貸与権など）
17-2. 著作物は、断りなく利用できる一定の条件がある→権利制限
17-3. 著作権法は、権利保護とその公正な利用(権利制限）による文化発展を目指す。

１８．ネット時代の著作権ルール

「クリエイティブ・コモンズ」
https://creativecommons.jp/licenses/
→利用許可の意思表示

上記の表示例は、氏名、作品名、タイトルなど原作者のクレジットを表示すれば、改変や営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高い「CC＝クリエイティブ・コモンズ」のライセンス

１９．おわりに

→地域に図書館があるという事。
　そこで働く図書館員に求められるものは。

２０．主な参考文献

- 『中小都市における公共図書館の運営』JLA、1963、（復刻版1976）
- 『図書館法』西崎恵、JLA、1970
- 『市民の図書館』JLA、1970、（増補版1978）
- 『公立図書館原論』森耕一、SLA、1983
- 『図書館の歴史　アメリカ編』川崎良孝、JLA、1989
- 『移動図書館ひまわり号』前川恒雄、夏葉社、2016
- 「“公共”図書館の行方」新出（『現代思想』2018年12月号）